

京都市消防局職員厚生会規則の一部を改正する規則を公布する。

平成 17 年 3 月 29 日

京都市長 棚 本 賴 兼

京都市規則第 99 号

京都市消防局職員厚生会規則の一部を改正する規則

京都市消防局職員厚生会規則の一部を次のように改正する。

第 4 条の見出し中「種類及び」を削り、同条第 1 項を削り、同条第 2 項各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め、同項を同条第 1 項とし、同条第 3 項中「一」を「いずれか」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条第 4 項を削る。

第 5 条第 1 項中「前条第 3 項各号」を「前条第 2 項各号」に改め、同条第 2 項各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め、同項第 3 号中「前条第 2 項第 1 号または」を「前条第 1 項第 1 号又は」に改め、同項第 5 号中「前条第 3 項」を「前条第 2 項」に改め、同条第 3 項中「命ぜられた」を「命じられた」に改める。

第 9 条各号列記以外の部分中「又は特別会員（以下「会員等」という。）」を削り、「一」を「いずれか」に改め、同条第 2 号及び第 3 号中「会員等」を「会員」に改める。

第 10 条第 1 項前段中「会員等」を「会員」に改める。

第 19 条第 1 項中第 12 号を削り、第 13 号を第 12 号とし、第 14 号を第 13 号とする。

附 則

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(消防局総務部人事課)